契約入所　重要事項説明書
（養護老人ホーム　皆生エスポワール）　（2026年11月1日現在）

当施設が、契約入所者へ各種支援・サービスを提供するに際し、施設の概要や提供されるサービスなど説明すべき重要事項は次のとおりです。

１　事業者

法人名	社会福祉法人真誠会
法人所在地	鳥取県米子市大崎１５１１番地１
電話番号	０８５９―４８－２３３１
代表者名	理事長　前田　浩寿
設立年月日	平成１０年１１月２７日

２　利用施設

事業の種類	契約入所
事業の目的	契約入所者が、心身ともに充実した明るい生活を送ることができるように、また契約入所者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。
施設の名称	養護老人ホーム真誠会皆生エスポワール
施設の所在地	鳥取県米子市新開１丁目５番１５号
施設長(管理者)名	瀬野尾　剛
電話・ＦＡＸ番号	TEL ０８５９－３３－９３１０　　・　FAX ０８５９－３３－９３９７
開設年月日	平成３１年4月１日
利用定員	１４０名（うち、契約入所の定員は、２０％までの２８名までとする）

３　施設の概要

敷　　地		９７８４．１６㎡
建　物	構　造	鉄筋コンクリート一部２階建（耐火建築）
	延床面積	４３４７㎡

(1)居室

居室の種類	室　数	１室当たりの面積
１人部屋	１４０	８．９３㎡　～　１０．８３㎡

※管理上支障があると認めるときは、管理者は、契約入所者の同意を得て居室を移動させることができるものとします。

(2)主な設備

設　備	室　数	床面積（㎡）	設　　備	室　数	床面積（㎡）
静養室	1	６８．３０	ケアセンター	2	６８．８０
食　堂	1	１４４．００	作業室	1	５７．９６
浴　室	2	６０．００	地域交流室	1	４２．０４
洗面所	9	１１３．７０	集会室	1	１０１．９２
便　所	１４	１８０．５１	面会室	1	１０．８０
医務室	1	３４．６５	汚物処理室	3	３６．００
調理室	1	９２．８０	洗濯室	2	４８．００
事務室	1	５５．４０	霊安室	1	１９．４４
宿直室	1	１０．８０	機械室	2	１３５．２０

4　職員体制（主たる職員）

従事者の職種	常勤換算後の人数	保有資格
施　設　長	１人	
生活相談員	１人以上	
看護職員	２人以上	
介護職員	２２人以上	
機能訓練指導員	１人以上	
計画作成担当者	１人	介護支援専門員

5．職員の体制

従事者の職種	勤　　務　　体　　制
施　設　長	9:００～１8:００
生活相談員	9:００～１8:００
看護職員	8:００～１7:００、9:００～１8:００
介 護 職 員	早番　　7:００～１6:００ 日勤　　9:００～１8:００ 遅番　　１０:００～１9:００
機能訓練指導員	9:００～１8:００
計画作成担当者	9:００～１8:００

* 休暇は、１月あたり　９休　。 *夜間は、介護職員２人と夜警職員１人の３人体制です。

6．サービスの概要

種　類	内　容
食事の提供	・栄養士の立てる献立表により、栄養と契約入所者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事は、できるだけ離床して食堂において食べていただけるように配慮します。 (時間帯)　朝食　　７：１５～　８：１５、昼食　１２：００～１３：００ 夕食　１７：００～１８：００

排泄の介助	・排泄の自立を促すため、契約入所者の身体能力を最大限に活用した援助を行うとともに、状況に応じて適切な介助を行います。
入浴の提供	・入浴または清拭を、週２回以上行います。
健康管理	・嘱託医師により、診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 ・契約入所者が外部の医療機関に通院する場合は、ご家族の方に介添えをお願いします。
相談及び援助	・契約入所者や家族等からのご相談に誠意をもって応じ、可能な限りの援助を行うように努めます。
理美容	・希望の方は、美容師の出張による理美容のサービスをご利用いただけます。
利用料	・室料　一日当たり　５００円　・食事料　一日当たり　１，４２０円 ・常食以外(軟菜食、減塩食、糖尿食など)の場合は、別途１日当たり１００円（税別）を徴収します。 ・生活品費　一日当たり　５０円 ・１１月から３月までの期間は、１月当たり２,２８３円の暖房費（冬季加算額）を徴収します 食事料は、前々日の１５時まで、医療機関に入院される場合は、前日までに申し出られた場合には、徴収しません。 （※別途、介護度に応じた介護サービス料が生じます。）
おむつ	・おむつ代金は、自己負担です。
死亡時に要する費用	・死後の処置、援助費用及び材料費等（エンゼルケア）：５，０００円（税別） ・死亡診断書（１通につき）：２，０００円（税別） ・ねまき代（１式）：３，３３４円（税別）
その他	・金融機関より自動口座引落しのお支払いの場合、以下の手数料がかかります。 【提携金融機関】＜（　）は手数料（税別）＞ 山陰合同銀行（50 円）、鳥取銀行（50 円）、ゆうちょ銀行（10 円）、 米子信用金庫（50 円）、ＪＡ鳥取西部農業協同組合（20 円）、 島根銀行（50 円） ・施設窓口への現金によるお取り扱い時間は、９時から１８時です。 但し、日曜、祝祭日、１２月３０日から１月３日は、取り扱いができません。

７．苦情等の受付・申立先

（１）苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口等で対応します。

※ 皆生エスポワール　窓口担当者：生活相談員

日時等：月～金曜日　午前９時～午後５時

方法・電話（０８５９）３３－９３１０　でのお問い合わせ

・直接のご相談は、施設内の面会室でお伺いします。

・施設内御意見箱への投書

※　公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鳥取県　　長寿社会課　介護保険担当　　電話（０８５７）２６－７１７６

鳥取県社会福祉協議会　運営適正化委員会　　電話（０８５７）２７－６３３５

鳥取県国民健康保険団体連合会　苦情相談窓口　　電話（０８５７）２０－２１００

８．緊急時の対応

（１）　契約入所者の容体が急変した場合、速やかに嘱託医師または協力医療機関等へ連絡し、必要な措置を講じます。

（２）　契約入所者への施設サービスの提供により事故が発生した場合、契約者の家族に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

９．協力医療機関

医療機関の名称	独立行政法人労働者健康安全機構　山陰労災病院
所　在　地	鳥取県米子市皆生新田１－８－１
電 話 番 号	（０８５９）３３－８１８１
診　療　科	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科・麻酔科・眼科 整形外科・リハビリテーション科・脳神経内科
救急指定の有無	有
契約の概要	契約入所者に病状の急変があった場合、適切な措置及び入院の受け入れを行う。

１０．災害時発生の対応

非常時の対応	別途定める「養護老人ホーム皆生エスポワール消防計画」に基づき対応します。
近隣との協力関係	・地元自治会とは、防災時の相互協力を申し合わせています。 ・米子消防署とは、非常通報ホットラインが通じています。
平常時の訓練等防災設備	・別途定める消防計画にのっとり避難訓練を、契約入所者の方も参加し実施します。 ・消防法に定める設備基準は、全て満たしています。
消防計画等	防火管理者　：　　松本　文

１１．施設ご利用の際に留意いただく事項

持ち物	・衣類、履き物、寝具、日常生活必需品、寝具、内服薬・湿布等 ・その他ご自身で必要と思われるものや施設が許可したもの
来訪・面会	・来訪者は、面会票にご記入してください。 ・ 生ものの持ち込みはご遠慮下さい。 ・ 面会時間は 9：30 ～ 17：00 までにお願いします。
外出・外泊	・外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅予定時間を外出簿にご記入してください。 ・外泊の際は外泊届を出してください。
居室・設備等の利用	・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	・禁酒・喫煙とします。
迷惑行為等	・暴力・騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者の居室に入らないようにしてください。
動物飼育	・施設内への動物、植物の持ち込みおよび飼育はお断りします。

１２　入所時リスクについて

当施設では利用者が快適な入所生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

（※説明・確認項目に✓を入れる）

□　当施設の職員体制は、介護保険法等の運営基準・人員基準を遵守し、定期的な巡視・ナースコール対応等を行いますが、入所者全ての方に即座に対応できかねる場合がありますのでご理解ください。

□　歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。

□　当施設は、原則的に身体拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性があります。（身体拘束する場合は、主治医と協議の上別途同意いただきます）

□　高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。

□　高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。

□　高齢者の血管はもろく、軽度の打撲あっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。

□　加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。

□　高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。

□　本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

上記のことを、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

１３　見守りカメラ使用について

１　見守りカメラ設置目的

入所者様の転倒、転落等による事故を防ぎ、安全な入所生活を送っていただくため

２　見守りカメラ撮影・録画範囲

入所者様のベッド周辺

３　映像の使用

①入所者様の居室での転倒、ベッドからの転落等防止するために映像を使用する

②転倒等の事故があった際は、録画データを検証し再発防止のために使用する

③入所者の安全管理のため

４　個人情報保護

録画データは、上記目的以外で使用することはありません

５　設置の優先順位

優先順位の決定はご利用者の状況（リスクが高いなど）から職員で協議を行い、判断します

１４　真誠会ホームページ及び広報誌等への写真 動画の使用について

医療法人 社会福祉法人真誠会は、事業活動にとどまらず地域における活動や社会保障制度の改善のための取り組みなどを行っております。法人及び事業所の各種活動や取り組みにおいて、広報や宣伝をはじめ広く情報発信するにあたり、利用者 家族様の写真（顔写真を含む）を使用させていただく場合があります。写真は肖像権を含む重要なプライバシーであることに鑑み、利用者 家族様の写真の使用についての同意を頂きたくお願いいたします。

【写真 動画を使用させて頂く場合が想定されるもの】

１、事業所の利用者および家族様等への通信
２、事業所及び法人のパンフレット
３、事業所及び法人の広報誌
４、法人のホームページ
５、法入の関係機関の宣伝物等（職員募集チラシ、写真展、イベントなど）

※同意をいただいた利用者 家族様の写真 動画を使用する際に、同意をいただいていない方が含まれる場合は、同意をいただいていない方が特定されることがないように加工するなどの配慮をいたします。

※本書面の同意の有無は、法人事業所のサービス利用契約およびサービス提供に影響を与えません。（本書面の同意が得られないことのみをもって、事業所がサービス契約を解除する、必要なサービスを提供しないことはありません）

以上の内容のご利用者の写真・動画の使用に

（ 同意する・同意しない ）

契約終了後も継続して写真・動画の使用に

（ 同意する・同意しない ）

※意思の変更・申出があった場合は、真誠会ホームページ及び広報誌等への写真 動画の使用に関わる同意書の取り直しを行います。

契約入所にかかるサービス提供の開始に際し、本書面を交付し、重要事項の説明を行いました。

なお、自署の場合、押印は不要とします。

〔事業者〕

所在地　　鳥取県米子市新開１丁目５番１５号

事業名　　養護老人ホーム　真誠会　皆生エスポワール

管理者(施設長)　　瀬野尾　剛　　印

説明者　　（職名　　氏名　　）

契約入所者は、契約書及び本書面により、事業者から養護老人ホーム契約入所についての重要事項の説明を受けました。

〔契約入所者〕

（署名代理者）

住　所

氏　名　　印

〔身元引証人〕

住　所

氏　名　　印

（続柄）